

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成28年11月11日 05時30分ごろ |
| 発生場所 | 島根県浜田市浜田港 浜田漁港西内防波堤灯台から真方位080°560m付近 (概位 北緯34°53.8′ 東経132°03.9′) |
| 事故の概要 | 漁船金比羅丸は、漂泊中、また、漁船新力丸は、北北西進中、両船が衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 平成28年11月18日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 漁船 金比羅丸、6.6トン NS2-15782（漁船登録番号）、個人所有 第290-57752号（船舶検査済票の番号） B 漁船 新力丸、6.2トン SN2-1273（漁船登録番号）、個人所有 第272-19887号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | A 左舷船首部ブルワークに亀裂等 B 左舷船首部外板に擦過傷等 |
| 気象・海象 | 気象：天気 雨、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 |
| 事故の経過 | A 船は、船長Aが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、浜田港の漁港ふ頭にある製氷所前の岸壁付近において、氷を積み込む目的で、船首を同岸壁（西南西）方に向けて機関を中立運転とし、他船が氷の積込み作業をしていたので、漂泊状態で接岸待ちをしていた。 船長Aは、左舷正横方から接近するB船の红灯及び緑灯を認めた が、A船が岸壁の照明で照らされているので、B船がA船を視認でき、いずれA船を避けてくれるものと思ひ、右舷方の入航船を見ていたが、ふと左舷方を見たところ、左舷至近に接近したB船に気付いて右転しようとしたものの、衝撃を感じた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、浜田港の漁港ふ頭に沿って北北西進していた。 船長Bは、左舷方の漁港ふ頭にある製氷所前の岸壁付近で、氷の積込み作業をしている他船の様子を見ていたところ、衝撃を感じ、A船と衝突したことを知った。 |

| | |
|-----------|---|
| 分析 | <p>A船は、船長Aが、B船がA船を避けるものと思い、右舷方の入航船を見ていて左舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船が接近していることに気付くのが遅れたものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、左舷方の他船の様子を見ていて船首方の見張りを行っていなかったことから、A船に気付かなかったものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、夜間、船長Aが左舷方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが船首方の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。 |